

明治期における少年犯罪と官庁統計

－統計的「実態」とその解釈をめぐって－

生涯教育計画コース 久井英輔

Juvenile Crimes in the Meiji Era and Official Statistics :
statistical "facts" and explanations of them

Eisuke HISAI

In this paper I attempt statistical analysis of juvenile criminals in the Meiji era. The arguments about juvenile crimes or delinquency in this period have referred mainly to discourses, institutions, or qualitative materials. By using quantitative materials, I point out the problems of these biased arguments.

First, I examine the transition of number of juvenile criminal defendants in the Meiji era. We can find that the transition of total number of them was much influenced on by the number of defendants for "minor crimes." Moreover, the transition in laws and regulations of police control, and transition in formality of statistics were reflected on the number of minor crimes. We can say that discourses of this period about juvenile crimes referred to the statistical data which was much influenced on these "external variables."

Second, I examine the statistics of the attributes of juvenile prisoners in 1900s (property of their family, education, growing condition, crimes they had committed, etc.) These statistical materials tell us that some of discourses in this period about attributes of juvenile prisoners were exaggerated, or inaccurate.

目 次

1章 本論文の問題設定

1章 本論文の問題設定

A節 先行研究の概観

B節 統計的分析の方法をめぐる問題

C節 対象時期の設定と使用する統計資料について

2章 明治期の少年犯罪の増減

A節 統計から見た少年犯罪の増減

B節 犯罪者数の増減と統計数値の解釈

3章 犯罪少年の諸属性

A節 統計に見る犯罪少年の諸属性

B節 少年犯罪をめぐる質的記述と統計データとの比較

4章 終わりに

注・引用文献

A節 先行研究の概観

本論文は、明治期における少年犯罪に関し、当時の統計資料を素材として、試論的にその把握・解釈を行うことを目的とする。

戦前期の少年犯罪、不良少年問題や少年司法、感化教育の制度・実践に関する従来の研究視角には、大別して二つの立場があると思われる。第一に、不良少年問題への認識や感化教育思想の展開を、国家による社会秩序をめざす試みであり、それとともに子どもの権利へのまなざしの端緒として捉える枠組みが挙げられる。これらは社会福祉史、教育史、刑事制度史研究などで従来多く採用され¹⁾、「子どもの人権」を理念的到達点として制度・思想の発展過程を記述し、戦前期の感化・保護の教化的性格とその進展を批判的に捉えるものである。

第二には不良少年問題の認識や感化教育思想を、「近代」の一側面としての子どもへの教育的まなざしとして

捉える枠組みがある。歴史社会学や教育社会学の分野では、アリエスの社会史的視角や、キツセラの構築主義の手法等を用いつつ、日本において「不良」問題の定義、感化教育觀が構築される過程を対象とする考察が、近代社会の特質を解明する試みの一つとして論じられてきた²⁾。

この従来の研究動向が、言説や思想、制度、実践への論及に大きく偏ってきたことは明らかである。犯罪少年の属性の詳細な実態よりも、問題に対処するための教育的論理がどのように形成されたかという点が、歴史研究における実践的或いは学術的な問題意識として主要だったのである。無論、明治期の不良少年、少年犯罪の「実態」を歴史研究の対象として再構成する試みはこれまで皆無ではない。例えば比留間一成は阪口鎮雄³⁾、鈴木賀一郎⁴⁾といった当時の警察関係者による戦前期の不良少年・少年犯罪問題に関する記述を参考し、不良行為、集団形成、彼・彼女らの内面世界等の具体的な「実態」をまとめている⁵⁾。同様の議論のまとめは鮎川潤によても為されている⁶⁾。しかしこのような質的な像を、統計資料による量的データと照らし合わせつつ把握する議論は、戦後の少年犯罪に対する統計的把握の盛んさに比して従来手薄であった。その理由としては、明治期の少年犯罪、不良少年問題に関する官庁統計が未整備であるという事情もあろう。一例として『日本長期統計総覧 第5巻』の犯罪関連統計では、明治期において「少年」関連の数を記す項目はほとんど空欄になっている⁷⁾。しかしながら、当時の司法省や内務省の統計報告を詳細に見れば、ある程度少年犯罪関連の統計的情報がまとまって入手できるのも確かである。

本論文ではこれらの資料を利用して、明治期の少年犯罪の統計的把握並びにその統計的数値の解釈を行う。本論文の作業は、単に従来等閑視されてきた方法に着手するに留まるものではない。制度・思想面の記述や「実態」に関する質的記述に偏ってきた従来の研究動向に対し、その幾つかの問題性を、統計分析の観点から指摘するものともなろう。

B節 統計的方法をめぐる問題

非行・少年犯罪統計を扱う際の問題点については、既に幾つかの論考が提示してきた。それらのほとんどは戦後の少年犯罪・非行統計を巡る議論だが、社会背景や少年司法制度の相違を勘案してもなお、明治期の統計を分析する上で重要な留意点である。以下にそれらの議論の中で触れられた論点を挙げていくことと

する。

まず挙げられるのは、統計処理・分析の技術上の問題点である。例えば統計毎の集計基準の相違、母集団(少年全体人口)との比較、認知・検挙・起訴されない「暗数」、罪名分類の曖昧さ、等への留意が、少年犯罪の動向を分析する上で必要となってくる⁸⁾。

第二に、調査担当者の主觀や当局の取締方針の変化が、数値の増減に大きく反映しているという論点も重要である。例えば、犯罪・非行少年の生活程度に関する統計は、分類基準が曖昧である故、調査記入者の主觀により左右される可能性が指摘されている⁹⁾。また当時の政策的背景、少年犯罪・非行以外の犯罪傾向、犯罪の取締に対する世論の動向、等に影響を受けた当局の取締方針の変化が、統計数値に反映することも指摘されている。このような取締方針の変化は、「暗数」の大きさにも影響してくる¹⁰⁾。この影響は、特に窃盗や横領等比較的軽微な犯罪において強く現れる。例えば大村英昭は1980年代前半の少年非行の「第三のピーク」を挙げ、これが寧ろ「検挙する側の事情」を強く反映した数値である可能性を指摘する¹¹⁾。即ち少年犯罪・非行数の統計的増減に関しては、比較的軽微な犯罪に対する取締当局の姿勢を考慮しなければならないのである。

第三に、少年犯罪に限定された議論ではないがより根元的な問題として、そもそも公式統計によって逸脱現象の「実態」を説明できるのか、という構築主義的研究において提示された論点がある。即ち、公式統計のデータにおける様々な文化的・組織的な要因=外在変数を統制することでより逸脱行動の「実態」に迫れるとする立場と、そのような文化的・組織的な要因こそが公的機関にとって逸脱を同定する手段であり、「実態」と外在変数とを都合良く分離できないとする立場との根元的な争点が存在するのである¹²⁾。

以上の論点に照らして、少年犯罪に関する統計的な分析把握の意義として、以下を本論では挙げておきたい。第一に、統計的「実態」の動向と様々な環境要因との関係を検討することで、未成年者の逸脱の原因論を構築できる。第二に、統計的把握との対比によって、未成年者の逸脱を巡る論理・言説が、統計的に見た動向とどの程度整合的に対応していたのかを考察することができる。第三に、「実態」を表す統計の数値が、当時の少年犯罪問題への関心や統計の算出方法からどの程度影響を受けたのかを検討することで、統計的「実態」自体がどのように構築されたのかを考察することができる。

以上の意義はしかし、互いに相反する理論的立場に基づくものもある。本論文は第二及び第三の視角を重視してはいるが、第一の立場も排除してはいない。これは、定義を括弧に括った量的把握のみ、或いは全てを「構築された」とする分析のみでは歴史現象を分析しきれないという、社会科学的な個々の視座が持つ限界を意識した上でのことでもある。ただし、以下の考察で統計を「実態を構成するもの」として見つつ、ある程度は「実態を反映するもの」としてもみるという両面戦略を採用する最大の理由は、本論文があくまで、明治期少年犯罪に関する統計分析が開示する可能性を提示するための試論的考察であることによる。

以下、2章では少年犯罪数の増減に関する統計データを提示し、その傾向について解釈していく。3章では、犯罪少年の諸属性を統計データから把握した上で、その傾向と当時の少年犯罪に関する記述との比較を試みる。

C節 対象時期の設定と使用する統計資料について

本論文では明治中～後期に考察を限定する。その理由・意義としては第一に、近代的な犯罪統計が整備され始めたこの時期における不良少年、少年犯罪の統計的実態への本格的な言及が同時代においてもほとんど見られない、という点が挙げられる。この時期についての統計的把握の足掛かりを築くだけでも、本論の目的はある程度達せられる。第二に、明治中・後期は、不良少年問題や感化教育論が本格的に議論され、少年の逸脱に対する論理が広範に形成され始めた最初の時期であることが挙げられる¹³⁾。言説・思想・制度の展開の時期として採り上げられる明治中・後期について、それらの言説・思想・制度と同時代における統計的な「実態」の把握・解釈が重要と考えられるのである。

以下の統計分析に使用した主要な資料は、明治期の司法省統計である。少年犯罪数に関する統計分析には、『司法省刑事統計年報』の1875～1912年度版を主に使用した。年齢以外の諸属性の分析には、『司法省監獄統計年報』の1899～1908年度版を使用した。またその他の各種統計(官庁統計以外も含む)も、補足的データとして使用している。

2章 明治期の少年犯罪の増減

A節 統計から見た少年犯罪の増減

明治・大正期の代表的な感化教育論者一人、小河

滋次郎は『未成年犯罪者ノ処遇』の中で懲治場¹⁴⁾批判の一環として、当時の犯罪者数、特に未成年犯罪者数の増加への危惧を表している。彼は1882年から1901までの刑事被告人数について“明治十五年ニ於テ未成年犯罪者九〇一六人ナリシ所ノモノニ至リテハ頓ニ其ノ数ヲ増シテ殆ト二万人トナリ漸次遞加シテ二十七年ニハ二万八千人ニ近キ大数ヲ見ルニ至レリ即チ僅々十年間ニ於テ実ニ三倍余ノ增加ヲ致シタルモノト謂フヘシ”¹⁵⁾と記し、未成年犯罪の増加を強調した。このような危機感は、懲治場における教育の不十分さを強調する言説、及びその代替策としての感化教育への志向を、明治中・後期にかけて官民双方の中に生み出させていた¹⁶⁾。しかし、そのような当時の警察・司法・監獄関係者の危機感の根拠となった少年犯罪の増加は、統計的にどこまで確認できるのだろうか。

検挙数と年齢の関係は『内務省統計報告』を見る限り不明だが、刑事被告人数と年齢の関係については、長期に渡り『司法省刑事統計年報』に記されているので、それを考察の手がかりとする。表1は、年齢層別に見た刑事被告人数及びその割合の推移である。1880年代末から1900年頃にかけて、未成年者の犯罪は全体の10%台後半で推移し、その前後と比べ明らかに未成年者犯罪の割合が高くなっている。ここから見れば、「未成年者の犯罪が多くなった」という当時の印象は、それなりに裏付けを持っていたといえる。

この増減を、旧刑法(1882年1月～1908年9月まで施行)の規定にあった「重罪」「軽罪」の区別という観点から詳細に検討したい。重罪は、死刑、無期徒刑、有期徒刑、無期流刑、有期流刑、重懲役、輕懲役、重禁獄、輕禁獄を主刑とする犯罪、軽罪は、重禁錮、輕禁錮、罰金を主刑とする犯罪である¹⁷⁾。その推移を表2に記した。16歳以上20歳未満の刑事被告人数では、重罪犯数は1880年代中葉と1900年代中葉にそれぞれやや増大傾向があるが、概して300人台の範囲に留まっている。これに対し、軽罪犯数は1894年を頂点として、重罪犯数よりも大きな増減を見せている。もっとも、重罪犯と軽罪犯の増減傾向の乖離は、全ての年齢層について当てはまっており、少年犯罪特有の傾向というわけではない。表2ではさらに、重罪犯率を算出して併記した。未成年者の犯罪が相対的に増大した時期(1890年代)において、16歳以上20歳未満の重罪犯率は1～2%台と低くなっている。また成人との比較で見ると、重罪犯率は1900年代前半までは成人が16歳以上20歳未満をやや上回っているが、1900年代後半にはむしろ逆転している。

表1 刑事被告人数と年齢

単位：人 () 内は百分率

	10歳未満	10歳以上 15歳未満	15歳以上 20歳未満	20歳以上	合計
1875	64 (0.1)	1,068 (0.9)	8,170 (7.1)	106,325 (92.1)	115,627 (100.0)
1876	54 (0.1)	1,434 (1.4)	6,555 (6.2)	97,178 (92.4)	105,221 (100.0)
1877	49 (0.1)	1,716 (2.1)	6,420 (8.0)	72,042 (89.8)	80,227 (100.0)
1878	113 (0.1)	1,965 (1.9)	7,747 (7.7)	91,256 (90.3)	101,081 (100.0)
1879	95 (0.1)	2,549 (2.2)	8,623 (7.3)	106,588 (90.4)	117,855 (100.0)
1880	118 (0.1)	2,628 (2.2)	9,330 (7.8)	107,097 (89.9)	119,173 (100.0)
1881	103 (0.1)	2,650 (2.2)	9,621 (8.1)	106,727 (89.6)	119,101 (100.0)
	12歳未満	12歳以上 16歳未満	16歳以上 20歳未溎	20歳以上	合計
1882	228 (0.3)	2,117 (2.9)	6,671 (8.9)	66,055 (87.9)	75,071 (100.0)
1883	248 (0.4)	2,725 (3.9)	9,476 (13.1)	59,451 (82.4)	71,900 (100.0)
1884	380 (0.4)	2,653 (2.9)	9,028 (9.8)	81,745 (86.9)	93,806 (100.0)
1885	511 (0.5)	3,559 (3.6)	10,478 (10.5)	87,730 (85.4)	102,278 (100.0)
1886	459 (0.5)	3,756 (4.3)	9,804 (10.9)	78,105 (84.3)	92,124 (100.0)
1887	479 (0.6)	5,690 (7.9)	8,796 (11.9)	60,456 (79.6)	75,421 (100.0)
1888	376 (0.6)	3,275 (5.2)	7,787 (12.3)	53,224 (81.9)	64,662 (100.0)
1889	474 (0.6)	3,740 (4.8)	8,687 (11.2)	65,620 (83.4)	78,521 (100.0)
1890	702 (0.6)	6,148 (5.1)	13,115 (10.7)	102,864 (83.6)	122,827 (100.0)
1891	735 (0.6)	7,024 (5.4)	15,223 (11.7)	107,596 (82.3)	130,578 (100.0)
1892	901 (0.6)	7,291 (5.2)	17,054 (12.1)	116,893 (82.1)	142,139 (100.0)
1893	853 (0.6)	7,359 (5.0)	18,238 (12.3)	121,748 (82.1)	148,198 (100.0)
1894	960 (0.6)	7,674 (5.1)	18,986 (12.6)	124,069 (81.7)	151,689 (100.0)
1895	673 (0.5)	6,159 (4.5)	17,142 (12.6)	112,601 (82.4)	136,575 (100.0)
1896	710 (0.5)	5,697 (4.1)	17,256 (12.4)	115,598 (83.0)	139,261 (100.0)
1897	460 (0.3)	5,551 (3.9)	17,723 (12.4)	119,640 (83.4)	143,374 (100.0)
1898	508 (0.3)	5,555 (4.0)	17,309 (12.6)	114,968 (83.1)	138,340 (100.0)
1899	325 (0.3)	3,886 (3.7)	13,125 (12.4)	89,118 (83.6)	106,454 (100.0)
1900	264 (0.2)	3,466 (3.3)	12,934 (12.3)	88,463 (84.2)	105,127 (100.0)
1901	159 (0.1)	2,828 (2.7)	12,225 (11.6)	90,787 (85.6)	105,999 (100.0)
1902	154 (0.1)	2,745 (2.6)	11,166 (10.6)	91,553 (86.6)	105,598 (100.0)
1903	126 (0.1)	2,412 (2.6)	9,543 (10.2)	81,920 (87.1)	94,001 (100.0)
1904	129 (0.2)	2,107 (2.7)	8,611 (11.0)	68,301 (86.2)	79,148 (100.0)
1905	91 (0.1)	1,532 (2.5)	7,228 (11.8)	52,841 (85.6)	61,692 (100.0)
1906	97 (0.1)	1,527 (2.3)	7,821 (11.7)	57,024 (85.9)	66,469 (100.0)
1907	68 (0.1)	1,375 (2.1)	7,190 (10.8)	57,293 (87.0)	65,926 (100.0)
1908 ^①	-	746 (1.1)	7,360 (11.1)	58,043 (87.7)	66,149 (100.0)
		14歳以上 16歳未満	16歳以上 20歳未満	20歳以上	合計
1909		1,165 (1.2)	8,340 (8.9)	83,811 (89.9)	93,316 (100.0)
1910		1,054 (1.0)	8,582 (8.1)	96,543 (91.0)	106,179 (100.0)
1911		1,219 (1.1)	9,430 (8.1)	105,329 (90.8)	115,978 (100.0)
1912		1,012 (0.9)	8,749 (7.5)	106,501 (91.7)	116,262 (100.0)

注1) 1908年以降は有罪判決を受けた者のみに数値が限定されているが、1907年以前の年齢別別の有罪・無罪別入数は不明のため、連続する形で記した。

出典:『司法省刑事統計年報』1881~1912年度版より作成

表2 年齢層別に見た重罪・軽罪犯数

単位：人

	12歳未満		12歳以上16歳未満		16歳以上20歳未満		20歳以上		重罪犯率(%)	
	軽罪	重罪	軽罪	重罪	軽罪	重罪	軽罪	重罪	16~19歳	20歳以上
1882	224	4	2,089	28	6,522	149	64,379	1,676	2.2	2.5
1883	246	2	2,688	37	9,152	324	56,756	2,695	3.4	4.5
1884	364	16	2,614	39	8,725	303	77,781	3,964	3.4	4.8
1885	495	16	3,499	60	10,119	359	82,535	5,195	3.4	5.9
1886	444	15	3,688	68	9,409	395	72,481	5,624	4	7.2
1887	457	22	5,609	81	8,439	357	56,472	3,984	4.1	6.6
1888	355	21	3,198	77	7,526	261	50,254	2,970	3.4	5.6
1889	454	20	3,661	79	8,477	210	63,310	2,310	2.4	3.5
1890	684	18	6,044	102	12,803	312	99,840	3,024	2.4	2.9
1891	717	18	6,890	134	14,883	340	104,368	3,228	2.2	3
1892	876	25	7,183	108	16,738	316	114,045	2,848	1.9	2.4
1893	836	17	7,223	136	17,885	353	118,983	2,765	1.9	2.3
1894	934	26	7,563	111	18,730	256	121,295	2,774	1.3	2.2
1895	646	27	6,050	109	16,858	284	110,056	2,545	1.7	2.3
1896	686	24	5,602	95	16,973	283	113,356	2,242	1.6	1.9
1897	443	17	5,454	97	17,359	364	117,033	2,607	2.1	2.2
1898	464	44	5,443	112	16,974	335	112,267	2,701	1.9	2.3
1899	310	15	3,803	83	12,825	300	86,552	2,566	2.3	2.9
1900	248	16	3,380	86	12,573	361	86,128	2,335	2.8	2.6
1901	143	16	2,746	82	11,913	312	88,179	2,608	2.6	2.9
1902	142	12	2,667	78	10,852	314	88,458	3,075	2.8	3.4
1903	114	12	2,306	106	9,180	363	78,524	3,396	3.8	4.1
1904	122	7	2,008	99	8,230	381	64,649	3,652	4.4	5.3
1905	78	13	1,439	93	6,867	361	49,908	2,933	5	5.6
1906	92	5	1,426	101	7,367	454	54,065	2,959	5.8	5.2
1907	61	7	1,300	75	6,790	400	54,479	2,814	5.6	4.9
1908 ¹⁾	-	-	717	29	7,041	319	55,629	2,414	4.3	4.2
			12歳以上16歳未満	16歳以上20歳未満			20歳以上			
1909			1,123	42	8,044	296	81,164	2,647	3.6	3.2
1910			1,015	39	8,247	326	93,388	3,155	3.8	3.3
1911			1,166	53	9,101	329	101,905	3,424	3.5	3.3
1912			966	46	8,404	345	103,002	3,499	3.9	3.3

注1) 1908年以降については新刑法の施行により重罪・軽罪の区別がなくなったため、従来の重罪・軽罪に相当する数を統計から算出した。

出典：『司法省刑事統計年報』1882～1912年度版より作成

表3 軽罪・重罪犯の発生率(年齢層別10万人あたり人数)

単位：人（10万人あたり）

	16歳以上20歳未満		20歳以上	
	軽罪犯	重罪犯	軽罪犯	重罪犯
1884 ¹⁾	3.14	0.11	3.51	0.18
1888	2.89	0.10	2.20	0.13
1893	5.45	0.11	5.05	0.12
1898	4.92	0.10	4.48	0.11
1903	2.73	0.11	2.93	0.13
1908	2.00	0.09	1.97	0.09
1913	1.97	0.09	3.29	0.11

注1) 最初のみ、人口統計の史料的理由から1884年の値を算出した。
 1884年の16歳以上20歳未満人口は不明のため、同年の15歳以上20歳未満人口及び1887年の一歳毎人口の数値から推計した(推計値=1887年19歳以上23歳未満人口×1884年15歳以上20歳未満人口÷1887年18歳以上23歳未満人口)。

出典：『司法省刑事統計年報』各年度版；総務省統計局〔監修〕『国勢調査大成 人口統計総覧』東洋経済新報社、1985年、pp.80-81；内務省統計局〔編〕(速水融〔監修〕)『国勢調査以前日本人口統計集成』(復刻版)東洋書林、1993年より作成

刑事被告人の実数の変化だけでは、増減傾向の把握には不十分である。表3は、刑事被告人の人口10万人あたり発生数を5年おきに算出したものである。これを見て分かるように、軽罪犯の発生率のみが、1893年を頂点として増減している。他方、重罪犯の発生率には、大きな変化は見いだせない。

以上から、明治期の少年犯罪(刑事被告人数)の増減について、次の点が指摘できる。第一に、少年犯罪が、全体の犯罪者数と比較して相対的に多くなる時期(1890年代)が存在した。第二に、軽罪犯・重罪犯を区別すると、1890年代中葉を頂点とした軽罪犯実数の増大、1900年代中葉における重罪犯率の増大が見いだせる。第三に、年齢層別の発生率をみると軽罪犯の発生率のみ明確な増減が見いだされ、重罪犯の発生率の増減は確認できない。

B節 犯罪者数の増減と統計数値の解釈

以上から見て、少年犯罪の明治期における増減には、主に軽微な犯罪の増減が大きく影響していたことが分かる。この軽罪犯数の増減には既に見た通り、法令規則等の改廃、警察による取締実態の強化と緩和、統計数値の算出方法等の、「取り締まる側の都合・論理」が相当程度反映していた可能性がある。統計上の数値の増減を少年犯罪の「実態」の変化と見る前に、取締実態の影響や統計の形式自体に由来する影響を検討する必要がある。

第一に、1880年代後半の刑事被告人数減少と重罪犯率上昇について検討したい。被告人数減少、高い重罪犯率の傾向が各々見られるが、この変化にある程度影響したと考えられるのは、賭博関連の刑事被告人数の減少である。1884年から89年まで、賭博犯は行政警察の処分に属すこととなり¹⁸⁾、刑事被告人としては1889年まで僅かしか計上されなかった。賭博関連の犯罪による検挙人員は26,248人(1883年)→29,481人(1886年)と推移したのに対し、同罪による刑事被告人は、26,053人(1883年)→58人(1886年)と急減している¹⁹⁾。即ち、犯罪の「実態」よりも取締方法の変化によって数値が左右されたのである。

第二に、1890年代末から1900年代にかけての軽罪犯数の低下について指摘する必要がある。この変化には幾つか要因があるが、特に影響を及ぼしたのは窃盗罪の減少である。軽罪に含まれる各種の窃盗罪による検挙数は、63,107人(1898年)→45,015人(1899年)、同罪による刑事被告人数は52,531人(1898年)→36,934人(1899年)と減少している。しかし、この減少を犯罪数の変化の反映としてのみ見なすことはできない。ここで考慮すべき問題は、旧刑法下における、「重罪」「軽罪」に含まれない「違警罪」による検挙人員の存在である。旧刑法における違警罪とは、拘留(刑期1日以上10日以下)、及び科料を主刑とする、現在の軽犯罪法違反に相当する比較的「軽微」な犯罪とされたものである。表4に見るように、検挙人員総数中の違警罪犯の割合は高く、特に1890年代末から1900年代にかけて著しい。即ち窃盗罪の減少と同時期の違警罪検挙数及び違警罪率が急激に上昇しており、窃盗罪の幾分かが違警罪として計上されるようになった可能性が考えられるのである。この具体例の一つとしては屋外窃盗が挙げられる。1890~98年の間、法令により²⁰⁾屋外窃盗は窃盗罪として、即ち軽罪の中に含めて数えられていたが、99年からは諸条例諸規則違反とされ、軽罪に含まれない数値として計上されるようになった。これに関連し

表4 検挙人員全体数における違警罪の割合

単位：人 () 内は百分率

	全体数	違警罪
1882	170,991	91,150 (53.3)
1883	256,611	129,344 (50.4)
1884	295,049	134,290 (45.5)
1885	344,472	126,549 (36.7)
1886	298,451	131,564 (44.1)
1887	319,614	132,326 (41.4)
1888	383,735	159,598 (41.6)
1889	316,144	136,209 (43.1)
1890	350,001	138,103 (39.5)
1891	390,451	183,849 (47.1)
1892	418,822	194,644 (46.5)
1893	398,202	178,973 (44.9)
1894	435,546	210,041 (48.2)
1895	434,154	234,720 (54.1)
1896	479,651	271,394 (56.6)
1897	501,006	283,386 (56.6)
1898	497,298	277,596 (55.8)
1899	444,844	276,750 (62.2)
1900	500,026	327,618 (65.5)
1901	658,809	464,341 (70.5)
1902	777,791	577,705 (74.3)
1903	842,063	630,293 (74.9)
1904	752,790	549,734 (73.0)
1905	685,569	493,857 (72.0)
1906	737,261	531,242 (72.1)
1907	785,650	574,085 (73.1)
1908	741,797	528,826 (71.3)
1909	739,527	549,505 (74.3)
1910	757,687	492,557 (65.0)
1911	747,208	454,469 (60.8)
1912	723,229	405,413 (56.1)

注1) 1882~89年は「違警罪ヲ犯ス」、1890~1907年は「刑法及地方ニ於テ定メタル違警罪ヲ犯セシ者」「諸取締規則ニ係ル違警罪ヲ犯セシ者」、1908年以降は従前の二項目に加え「省令及府県令ニテ定メタル警察犯处罚令ヲ犯セシ者」を、項目の連続性を考え違警罪に該当する数値とした。

出典：『内務省統計報告』1884~1912年度版より作成

て、1890年前後における軽罪犯数増加もまた、軽微な窃盗犯や前に述べた賭博犯が軽罪として同時期に計上されるようになったことの影響が大きいと考えられる。

1900年代に入ってからは賭博犯の減少がこの軽罪犯数減少の傾向に影響しているが、これも犯罪実態の変化のみを反映したものとは言えない。賭博関連の刑事被告人数は急減しているが(35,512人(1902年)→23,227人(1903年)→15,413人(1904年)→10,671(1905年))、検挙数の減少はそれに対応するほど急激ではない(44,931

挙数の減少はそれに対応するほど急激ではない(44,931人(1902年)→40,423人(1903年)→35,081人(1904年)→35,937人(1905年))。即ちこの時期の賭博犯の減少は、1880年代と同様、送検・起訴の過程における減少なのである。因みに、現行刑法施行以降の刑事被告人数増大・重罪犯率低下の傾向は、特に傷害、失火、賭博による刑事被告人の増加に影響されているが、表4に見るように、検挙人員全体数が変化しないまま1910年から違警罪数が急減していることもあわせ考えると、それ以前なら違警罪として扱われていた件がこの時期に従来の「軽罪」に相当する犯罪として処理されるケースが、相対的に増えたと考えられる。

ここでは統計数値の推移が、「実態」の変化以外の要素、特に取締実態の変化や数値の算出方法によって影響される側面を提示した。上に示した統計データにおける軽罪犯の数値の伸縮は、「実態」の反映としてのみ理解するには、あまりに急激で大きい部分が多くある。その一つの説明として「取り締まる側」の事情を挙げてきた。そして、このような「取り締まる側」の事情は、相対的に軽罪犯の割合が大きい未成年者の層により強く影響していたと考えられるのである。その意味では前出の小河滋次郎の記述のように、当時の犯罪数、特に未成年者のその増加を憂う議論も、少年司法制度史上の意義は別として、その依拠する数値自体、軽微な逸脱に関するデータ算出方法の変化に大きく左右されたものであったといえる。但し、この点については検挙人員(特に違警罪)における未成年者数が司法省・内務省統計等からは不明のため、更に今後検討していく余地があろう。

統計上の数値に対する以上のような外在変数に加え、逸脱への取締の強弱という変数の存在、即ち未成年の軽微な犯罪に対する「監視」の程度が、社会的影響の大きい事件や、取締に関する法令規則等の変化等により強化或いは弱化し、統計データに反映した可能性も勿論考えられる。軽微な犯罪の増加・発生率上昇が成人のそれと比較して著しくなる1890年代については、特にその可能性を指摘できる。同時期の重罪発生率が大きく動いていないことも、この仮説が成立する上で重要である。しかしこの点の立証には、当時注目された重大な犯罪・事件や警察関連の法令規則等と統計データとを、仔細に比較しつつ論じる必要がある。本論では紙幅の都合上、この点については仮説的提示に留める。

3章 犯罪少年の諸属性

A節 統計に見る犯罪少年の諸属性

『司法省監獄統計年報』には短期間ではあるが、未成年収容者の貧富、教育、家庭環境等の属性を示した統計が掲載されている。表5-1、5-2に「未成年新受刑者」「幼年新受刑者」の属性の推移を記した。ここで未成年者は16歳以上20歳未満、幼年者は12歳以上16歳未満(旧刑法で相対的責任無能力とされる)の者からなる。1905年から数値が軒並み減少するが、これは軽禁錮囚、拘留囚を同年から計上しなくなつたことに影響されている。

まず出身家庭の「貧富」についてみると、項目がどのような指標・基準によって区分されているかは統計書の記述からは明らかにならず、全人口における階層比との比較は難しいが、未成年者、幼年者いずれも、「資産ナキ者」及び「赤貧ノ者」が圧倒的に多い。因みに成人を含めた新受刑者全体の「貧富」の同時期における傾向を見ると、「資産アル者」1%前後、「稍資産アル者」6~8%、「資産ナキ者」53~57%「赤貧ノ者」33~39%で推移している²¹⁾。これと比較すると、未成年者の方が「資産アル者」「稍資産アル者」の率が少しづつ低く、幼年者では、さらに低階層に偏る傾向が窺える。

「教育」についてみると、いずれも「小学全科卒業」の数は当時の実質的就学率²²⁾から見てもかなり低く、非識字層と考えられる「全ク無学ノ者」の比率が高い。その推移を見ると、「全ク無学ノ者」の比率低下と、「小学全科卒業」「小学校半途退学」の比率上昇が、短期間に起こっている。この増加については、一方では1890年代から1900年代にかけての就学率の急上昇の影響とも考えられるが、他方、高学歴層へのシフトは軽禁錮囚、拘留囚を計上しなくなつた1905年に著しいので、学歴の低い者ほど軽微な犯罪で監獄に収容される者の割合が多かったことをこの数値は表している、という解釈もできる。

「父母ノ有無」「生育」について各々みると、「父母共ニ存在」は半数前後であること、実父母による養育を受けた者の割合が、幼年者の方が僅かに低いという傾向はあるものの、いずれにおいても9割前後を占めることが分かる。

幼年、未成年新受刑者の男女比は表6に示した。軽禁錮囚、拘留囚が数値から除かれる1905年以降、女子比率が双方とも低下し、その幅は未成年者の方が大きいことから、女子、特に16~19歳の層で、相対的に軽微な犯罪で収容される者が多かったと推測される。

表5 未成年新受刑者、幼年新受刑者の諸属性

5・1 未成年新受刑者

貧富

	資産アル者	稍資産アル者	資産アル者	赤貧ノ者	合計
1902	121(0.7)	1,082(6.3)	9,900(57.3)	6,165(35.7)	17,268(100.0)
1903	100(0.6)	952(5.4)	9,654(54.4)	6,165(39.7)	17,759(100.0)
1904	78(0.4)	847(4.8)	10,130(57.1)	7,053(37.7)	17,743(100.0)
1905	43(0.6)	461(6.4)	4,287(59.5)	6,688(33.5)	7,208(100.0)
1906	56(0.7)	402(5.2)	4,311(56.0)	2,417(38.0)	7,695(100.0)
1907	42(0.6)	361(5.2)	4,058(58.9)	2,926(35.2)	6,889(100.0)
1908	25(0.4)	352(5.7)	3,377(55.0)	2,428(38.8)	6,135(100.0)

教育

	小学全科卒業 及之ト同等ノ 教育アル者	小学校 半途退学者	文字ノ読み書ヲ 為シ得ル者	全ク無学ノ者	合計
1902	1,196(6.9)	2,684(15.5)	3,451(20.0)	9,937(57.5)	17,268(100.0)
1903	1,086(6.1)	1,939(10.9)	5,530(31.1)	9,204(51.8)	17,759(100.0)
1904	1,211(6.8)	1,981(11.2)	5,802(32.7)	8,749(49.3)	17,743(100.0)
1905	801(11.1)	1,407(19.5)	2,349(32.6)	2,651(36.8)	7,208(100.0)
1906	906(11.8)	1,719(22.3)	2,744(35.7)	2,326(30.2)	7,695(100.0)
1907	809(11.7)	1,815(26.3)	2,222(32.3)	2,043(29.7)	6,889(100.0)
1908	824(13.4)	1,887(30.8)	1,808(29.5)	1,616(26.3)	6,135(100.0)

父母ノ有無

	父母共ニ存在	父又ハ母ナミ 存在	父母共ニ死亡	棄児	合計
1902	8,337(48.3)	6,164(35.7)	2,744(15.9)	23(0.1)	17,268(100.0)
1903	8,187(46.1)	6,376(35.9)	3,171(17.9)	25(0.1)	17,759(100.0)
1904	8,374(47.2)	6,404(36.1)	2,939(16.6)	26(0.1)	17,743(100.0)
1905	3,453(47.9)	2,746(38.1)	998(13.8)	11(0.2)	7,208(100.0)
1906	3,956(51.4)	2,775(36.1)	951(12.4)	13(0.2)	7,695(100.0)
1907	3,432(49.8)	2,569(37.3)	877(12.7)	11(0.2)	6,889(100.0)
1908	3,025(49.3)	2,311(37.7)	788(12.8)	11(0.2)	6,135(100.0)

生育

	実父母ノ手ニテ	実継又ハ実養 父母ノ手ニテ	養父母又ハ継 父母ノ手ニテ	親属ノ手ニテ	他人ノ手ニテ	教育所又ハ 感化院等ニテ	合計
1902	16,359(94.7)	235(1.4)	142(0.8)	362(2.1)	165(1.0)	5(0.0)	17,268(100.0)
1903	16,876(95.1)	179(1.0)	138(0.8)	362(2.0)	181(1.0)	1(0.0)	17,759(100.0)
1904	16,600(93.6)	304(1.7)	187(1.1)	454(2.6)	196(1.1)	2(0.0)	17,743(100.0)
1905	6,653(92.3)	136(1.9)	76(1.1)	248(3.4)	92(1.3)	3(0.0)	7,208(100.0)
1906	7,124(92.6)	157(2.0)	81(1.1)	232(3.0)	94(1.2)	7(0.1)	7,695(100.0)
1907	6,291(91.3)	234(3.4)	82(1.1)	195(2.8)	82(1.2)	5(0.1)	6,889(100.0)
1908	5,549(90.4)	199(3.2)	67(1.1)	203(3.3)	116(1.9)	1(0.0)	6,135(100.0)

5-2 幼年新受刑者

貧富

単位：人 () 内は百分率

	資産アル者	稍資産アル者	資産ナキ者	赤貧ノ者	合計
1902	18(0.5)	170(4.9)	1,948(55.6)	1,366(39.0)	3,502(100.0)
1903	19(0.5)	104(2.7)	1,833(47.5)	1,901(49.3)	3,857(100.0)
1904	126(3.6)	110(3.1)	1,898(54.1)	1,372(39.1)	3,506(100.0)
1905	4(0.3)	36(2.6)	731(53.4)	597(43.6)	1,368(100.0)
1906	4(0.4)	24(2.2)	532(48.1)	547(49.4)	1,107(100.0)
1907	4(0.5)	16(2.2)	329(44.9)	383(52.3)	732(100.0)
1908	0(0.0)	20(2.9)	340(49.0)	334(48.1)	694(100.0)

教育

単位：人 () 内は百分率

	小学全科卒業 及之ト同等ノ 教育アル者	小学校 半途退学者	文字ノ読み書きヲ 為シ得ル者	全ク無学ノ者	合計
1902	203(5.8)	561(16.0)	744(21.2)	1,994(56.9)	3,502(100.0)
1903	128(3.3)	478(12.4)	1,172(30.4)	2,079(53.9)	3,857(100.0)
1904	151(4.3)	446(12.7)	1,229(35.1)	1,680(47.9)	3,506(100.0)
1905	94(6.9)	241(17.6)	463(33.8)	570(41.7)	1,368(100.0)
1906	88(7.9)	230(20.8)	400(36.1)	389(35.1)	1,107(100.0)
1907	56(7.7)	221(30.2)	226(30.9)	229(31.3)	732(100.0)
1908	46(6.6)	245(35.3)	229(33.0)	174(25.1)	694(100.0)

父母ノ有無

単位：人 () 内は百分率

	父母共ニ存在	父又ハ母ノミ 存在	父母共ニ死亡	棄児	合計
1902	1,824(52.1)	1,177(33.6)	493(14.1)	8(0.2)	3,502(100.0)
1903	1,777(46.1)	1,363(35.3)	711(18.4)	6(0.2)	3,857(100.0)
1904	1,622(46.3)	1,291(36.8)	581(16.6)	12(0.3)	3,506(100.0)
1905	673(49.2)	518(37.9)	175(12.8)	2(0.1)	1,368(100.0)
1906	498(45.0)	442(39.9)	159(14.4)	8(0.7)	1,107(100.0)
1907	338(46.2)	292(39.9)	97(13.3)	5(0.7)	732(100.0)
1908	377(54.3)	245(35.3)	69(9.9)	3(0.4)	694(100.0)

生育

単位：人 () 内は百分率

	実父母ノ手ニテ	実継又ハ実養 父母ノ手ニテ	養父母又ハ継 父母ノ手ニテ	親属ノ手ニテ	他人ノ手ニテ	教育所又ハ 感化院等ニテ	合計
1902	3,211(91.7)	86(2.5)	42(1.2)	99(2.8)	61(1.7)	3(0.1)	3,502(100.0)
1903	3,588(93.0)	51(1.3)	36(0.9)	107(2.8)	69(1.8)	6(0.2)	3,857(100.0)
1904	3,102(88.5)	90(2.6)	62(1.8)	179(5.1)	72(2.1)	1(0.0)	3,506(100.0)
1905	1,233(90.1)	37(2.7)	14(1.0)	54(3.9)	29(2.1)	1(0.1)	1,368(100.0)
1906	966(87.3)	39(3.5)	14(1.3)	60(5.4)	27(2.4)	0(0.0)	1,107(100.0)
1907	629(85.9)	36(4.9)	14(1.9)	35(4.8)	17(2.3)	0(0.0)	732(100.0)
1908	595(85.7)	42(6.1)	4(0.6)	38(5.5)	14(2.0)	1(0.1)	694(100.0)

注1) 各表の合計には「不詳」も含む。本表における1903年以前の合計数は表6のものと異なっているが、これは本表の依拠したデータがその時期の東京監獄に関する数値を欠いていることによる。

出典：『司法省監獄統計年報』1902～1908年度版より作成

これらの属性と犯罪行為との関連も統計書から把握できる。例として1907年における教育と罪名とのクロス表を、未成年受刑者のみについて示した(表7)。概ね犯罪数は教育の属性の比率に比例しているが、公文書・私書偽造のように、高学歴層に偏る犯罪も一部見られる。また全体の犯罪に占める窃盗の割合は71.0%を占めるが、同年の成人を含む受刑者全体では窃盗は全体の43.5%であり、その代わりに賭博が21.5%を占め

る²³⁾。未成年収容者における窃盗犯の相対的な多さが窺える。

なお以上の統計分析においては、諸施設に収容されなかった、従って比較的「軽微な」逸脱とされた、いわゆる「不良少年」としてしばしばカテゴリー化される者の諸属性は把握されえない²⁴⁾。統計の数値からは隠れてしまっている様々な未成年者の逸脱について、ここでは言及できていないことを確認しておきたい。

表6 未成年新受刑者、幼年新受刑者における男女比

	未成年新受刑者			幼年新受刑者			単位：人 () 内は百分率
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	
1899	14,048(79.9)	3,538(20.1)	17,586(100.0)	3,077(85.8)	509(14.2)	3,586(100.0)	
1900	14,657(79.6)	3,747(20.4)	18,404(100.0)	2,991(85.9)	492(14.1)	3,483(100.0)	
1901	15,636(81.0)	3,678(19.0)	19,314(100.0)	3,455(85.4)	592(14.6)	4,047(100.0)	
1902	14,274(79.2)	3,739(20.8)	18,013(100.0)	3,042(82.8)	634(17.2)	3,676(100.0)	
1903	14,277(76.7)	4,341(23.3)	18,618(100.0)	3,488(83.9)	669(16.1)	4,157(100.0)	
1904	12,577(70.9)	5,166(29.1)	17,743(100.0)	2,741(78.2)	765(21.8)	3,506(100.0)	
1905	6,676(92.7)	532(7.3)	7,208(100.0)	1,209(88.4)	159(11.6)	1,368(100.0)	
1906	7,117(92.5)	578(7.5)	7,695(100.0)	993(89.7)	114(10.3)	1,107(100.0)	
1907	6,388(92.7)	501(7.3)	6,889(100.0)	645(88.1)	87(11.9)	732(100.0)	
1908	5,708(93.0)	427(7.0)	6,135(100.0)	616(88.8)	78(11.2)	694(100.0)	

出典：『司法省監獄統計年報』1899～1912年度版より作成

表7 1907年における未成年新受刑者の罪名と教育との相関関係

	小学全科卒業 及之ト同等	小学校 半途退学者	文字ノ読ミ書ヲ 為シ得ル者	全ク無学ノ者	合計		単位：人 () 内は百分率 受刑者数の 割合 %
					男子	女子	
凶徒聚衆	1 (0.0)	0 (0.0)	2(50.0)	1(25.0)	4(100.0)	0.1	
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	0 (0.0)	3(42.9)	1(42.9)	3(42.9)	7(100.0)	0.1	
付加刑ノ執行ヲ遁ル	1 (8.3)	1 (8.3)	7(25.0)	3(25.0)	12(100.0)	0.2	
人ノ住所ヲ犯ス	0 (0.0)	4(30.8)	4(38.5)	5(38.5)	13(100.0)	0.2	
官印官文書ヲ偽造ス	28(54.9)	11(21.6)	10 (3.9)	2 (3.9)	51(100.0)	0.7	
私印私書ヲ偽造ス	41(28.7)	49(34.3)	45(31.5)	8 (5.6)	143(100.0)	2.1	
身分ヲ詐称ス	1(25.0)	1(25.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)	0.1	
賭博	16 (7.9)	43(21.2)	66(32.5)	78(38.4)	203(100.0)	2.9	
謀殺	3(17.6)	5(29.4)	7(41.2)	2(11.8)	17(100.0)	0.2	
故殺	3(13.0)	5(21.7)	6(26.1)	9(39.1)	23(100.0)	0.3	
殴打創傷	19(12.2)	29(18.6)	56(35.9)	52(33.3)	156(100.0)	2.3	
猥褻姦淫重婚	1 (7.1)	1 (7.1)	8(57.1)	4(28.6)	14(100.0)	0.2	
窃盗	525(10.7)	1,309 (4.6)	1,554(57.9)	1,504(37.0)	4,892(100.0)	71.0	
掏摸	4 (5.9)	17(25.0)	27(31.8)	20(29.4)	68(100.0)	1.0	
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	1(10.0)	6(60.0)	3(39.7)	0 (0.0)	10(100.0)	0.1	
強盗	9(15.8)	13(22.8)	17(29.8)	18(31.6)	57(100.0)	0.8	
詐欺取財及受寄財物ニ関ス	108(17.3)	183(29.3)	221(35.4)	113(18.1)	625(100.0)	9.1	
贓物ニ関ス	8(14.3)	10(17.9)	18(32.1)	20(35.7)	56(100.0)	0.8	
放火	4 (6.3)	21(32.8)	17(26.6)	22(34.4)	64(100.0)	0.9	
家屋物品ヲ毀壊ス	1 (5.6)	4(22.2)	7(38.9)	6(33.3)	18(100.0)	0.3	
諸条例（屋外窃盗）	10 (3.2)	65(20.6)	100(31.7)	140(44.4)	315(100.0)	4.6	
諸条例（遺失物法）	3(18.8)	4(25.0)	4(25.0)	5(31.3)	16(100.0)	0.2	
諸条例（森林法）	3 (6.3)	13(27.1)	21(43.8)	11(22.9)	48(100.0)	0.7	
（その他） ¹⁾	19(26.0)	18(24.7)	20(27.4)	16(21.9)	73(100.0)	1.1	
合計	809(11.7)	1,815(26.3)	2,222(32.3)	2,043(29.7)	6,889(100.0)	100.0	

注1) 未成年受刑者数全体の0.1%未満の罪名、及び諸条例（その他）は、「その他」として一括した。

出典：『司法省監獄統計年報』1907年度版より作成

B節 少年犯罪をめぐる質的記述と統計データとの比較

犯罪少年の諸属性に関する統計は、当時の犯罪・不良少年関連の質的記述との比較により、その記述が当時の「実態」のどの側面を強調していたのかを知る手がかりともなる。

例として鈴木賀一郎による明治期の不良少年に関する記述を挙げてみたい。鈴木は『少年少女犯篇』(1935年)の中で、19世紀末からの犯罪数、特に未成年のそれの増大の理由として、日清・日露戦争に伴う“軍人崇拜”による少年たちの“剣戟的粗暴化”、また日清戦後の不況による孤児・棄児の増加²⁵⁾という要因を指摘し、これらは後世の論者にも引用されてきた。しかし、既に見たように当時の未成年・幼年受刑者において、孤児・棄児は僅かに過ぎなかった。また“剣戟的不良”的增加が犯罪数の増加をもたらしたとする説明は多分に印象論的であり、少年犯罪の大半が窃盗である事実との整合性があるとは言えない。鈴木賀一郎による戦前期に描かれた「明治期少年犯罪/不良少年」像は、質的記述としての意義はあるものの、逸脱行為の増減と社会的背景との関係性の論及に関する限り、精緻な議論として提示されたとは言い難い。

これらの統計からはまた、家庭環境において外形的に「問題あり」とされる少年の数が、当時やや誇張して表現される傾向があったことが指摘できる。例えば、当時の不良少年や犯罪少年の家庭環境に関する感化教育書の記述としては、川越特別幼年監の例から、父母ともに生存の割合が3割程度と述べた上田久吉や²⁶⁾、“不良少年の十中八九は正当なる家族に於て生活せざる”者であると述べた留岡幸助²⁷⁾の記述が見られるが、それらは前節の考察に照らして分かるように、一般論としては必ずしも妥当ではない。幼年監獄や感化教育の現場にいた彼らによる「家庭」への切実な問題意識は、統計の数値のみで否定されるべきではないし、「貧富」「教育」における著しい低階層性は確認できる。しかし、それらの当時の記述をそのまま「実態」として受け取ることには慎重でなければならない。

このように、当時の少年犯罪、不良少年に関する質的記述の利用は、統計的な分析・吟味なしには、不正確で、時には誤りに近い「実態」を構築しかねない。その意味で、少年犯罪に関する質的記述と同時に、統計的なデータを押さえておくことは不可欠である。

4章 終わりに

本論文では、統計データの解釈という作業を通じ

て、明治期の少年犯罪・不良少年の実態と、それをめぐる当時の言説の性格の一端を検討してきた。まず2章では、少年犯罪の増減に関する統計データと、その統計の数値がどのように算出されたかを考察し、「環境→犯罪」という前提での視角だけでは、統計における犯罪数増減の意味を把握する上で不十分であることを指摘した。人口動態や都市化、経済状況、文化的背景の推移といった環境要因が少年犯罪数に反映されることを決して否定できないが、そのような環境要因に軽率に言及するよりも、統計上の犯罪数自体が構築された存在であり、また「取り締まる側」との相互作用の産物であることを考慮すべきことが、ここで改めて示唆される。次に3章では、統計の数値をある程度「実態」の反映として捉えつつ、犯罪少年の属性に関するデータを解釈した。その上で、当時の少年犯罪をめぐる質的記述を幾つか取り上げ、それらの記述をそのまま「実態」として受け取ることの問題性を指摘した。

本論では先行研究との関連に鑑みて統計的検討の幾つかの切り口を提示するという試論的作業の必要を考えたため、データを基に推論を提示したに留まつた部分がある。また提示した各々のデータについても、より詳細な分析が可能である。例えば、農村部と都市部と比較といった地域差や男女差の観点からの作業、当時の少年犯罪への取締実態に対する微視的な考察やその制度的・社会的背景の考察を詳細に行うことで、統計上の数値の変化との関連を明らかにする作業が、今後の課題として提示される。

注・引用文献

- 1) 古川孝順『子どもの権利』有斐閣、1982年; 土井洋一「救済の抑制と国民の感化」(右田紀久恵他編『社会福祉の歴史 - 政策と運動の展開 - 』有斐閣、1977年); 大橋謙策「社会問題対応策としての教育と福祉」(小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論(社会福祉と諸科学 5)』一粒社、1978年)等。また制度・思想史を包括的にまとめた重松一義『少年懲戒教育史』第一法規、1976年; 守屋克彦『少年の非行と教育 - 少年法制の歴史と現状 - 』勁草書房、1977年; 矯正協会編『少年矯正の近代的展開』矯正協会、1984年等の研究も、基本的にはこの立場といえる。
- 2) 鮎川潤『少年非行とマスマディア』(同『少年非行の社会学』世界思想社、1994年); 山元公平『日本における『不良少年』問題の成立』(『鹿児島女子大学研究紀要』第17巻、第1号、1995年); 林雅代『『子どもの喫煙はよくない』-〈大人〉と〈子ども〉の線引きと近代的子ども観-』(今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか - 教育を語ることばのしくみとはたらき - 』新曜社、1997年); 渋谷知美『学生風紀問題』報道に見る青少年のセクシュアリティの問題化 - 明治年間の『教育時論』掲載記事を中心とした研究。

- 心に-」(『教育社会学研究』第65号, 1999年)等。
- 3) 阪口鎮雄『不良少年之研究』日本警察新聞社, 1917年。
- 4) 鈴木賀一郎『不良少年の研究』大鎧閣, 1923年; 同『防犯科学全集 第七卷 少年少女犯篇 女性犯篇』中央公論社, 1935年。
- 5) 比留間一成『非行問題の軌跡 - 明治・大正・昭和の事例史 -』教育出版, 1983年。
- 6) 鮎川潤『少年犯罪 - 本当に多発化・凶悪化しているのか -』平凡社, 2001年, pp.41-62.
- 7) 日本統計協会編『日本長期統計総覧 第5巻』1987年, pp.387-391.
- 8) 安田道夫「官庁統計と非行増減の原因」(『犯罪と非行』第39号, 1979年)pp. 2-7.
- 9) 同上, pp.10-11.
- 10) 同上, pp. 6-7, 16-21.
- 11) 大村英昭『新版 非行の社会学』1989年, pp. 5-6.
- 12) 中河伸俊『社会問題の社会学 - 構築主義アプローチの新展開 -』世界思想社, 1999年, pp.87-90.
- 13) 久井英輔「明治期における感化教育論と社会秩序 -『不良少年』が問題化されることの意味 -」(『日本社会教育学会紀要』第36号, 2000年)参照。
- 14) 旧刑法期における監獄内の留置施設。刑事罰を適用されない「不論罪」に該当する未成年者が主な収容対象者であった。
- 15) 小河滋次郎『未成年犯罪者ノ処遇 完』恵愛堂, 1903年, p.36.
- 16) 久井, 前掲論文, p.92.
- 17) 重禁獄、軽禁獄の刑期は各々9年以上11年以下、6年以上8年以下で定役を伴わない。重禁錮、軽禁錮はともに11日以上5年以下の刑期で前者には定役が科せられた。具体的な罪名で見ると、殺人、傷害致死、強姦、強盗、放火の他、貨幣・有価証券の偽変造・使用、官印官文書に関する犯罪、暴動の指揮等が重罪として分類されていた。
- 18) 賭博犯処分規則(1884年太政官布告1号)。同規則は1889年に廃止される。
- 19) 檢挙者数の値は『内務省統計報告』各年度版、刑事被告人数の値は『司法省刑事統計年報』各年度版から。以下、本節における検挙者数、刑事被告人数の値も全て同様。
- 20) 窃盗ノ罪ニ闕スル件(1890年法律第99号)。
- 21) 『司法省監獄統計年報』1902~1908年度版より。紙幅の制限上詳細な数値は省略した。
- 22) 明治後期の実質的就学率(=就学率×出席率)は、1890年35.4%、1895年49.1%、1900年69.1%、1905年86.9%、1910年90.6%と推移している。安川寿之輔「義務教育就学の史的分析 - 資本主義の生成と寄生地主制 -」(『日本の教育史学』第7集, 1964年)p.29.
- 23) 『司法省監獄統計年報』1907年度版, pp.190-193.
- 24) 例えば、昭和初期の警視庁管轄下の「少年犯罪者並不良行為者検挙表」には殺人、強盗、窃盗などの刑法犯と、凶器携帯、喧嘩、暴行、浪費など、主に拘留・科料・説諭で済まされる「其の他の不良行為」とが分けて記されている(草間八十雄『不良児』玄林社, 1936年, pp.22-23より引用)。このように、敢えて「不良行為」と限定した統計史料がない限り触れられない「実態」もある。
- 25) 鈴木賀一郎, 前掲『少年少女犯篇 女性犯篇』, p.50.
- 26) 上田久吉『保護教育』宝文館, 1911年, pp.16-17, 20.
- 27) 留岡幸助『家庭学校』1901年(同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第1巻, 同朋舎, 1978年所収) p.590.